

ついにハーグ条約、運用開始！

2 手続の流れ



ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）が日本でも四月一日から発効し、これに伴い「子の返還手続や面会交流手続を定めた日本国内での実施法も施行されました。ついにハーグ条約の日本での運用が開始される」となります。そこで、今回はハーグ条約および国内実施法の基本的な内容についてご説明します。

1 ハーグ条約に基づく子の返還申請できる場合
ハーグ条約に基づいて子の返還を申請することができる場合は、一方の親が不法に子を連れ去ったり、留置した場合です。具体的には、まず以下の要件をすべて満たす必要があります。
 ① 子が十六歳に達していないこと。
 ② 子が元々住んでいた国から日本に連れ去られた、または留置されていること。
 「留置」とは、子がもともと住んでいた国から日本へ渡航した後に、一方の親や裁判所との間で決められた期間を過ぎても、子が元々住んでいた国へ戻ることを妨げられていることを指します。
 ③ 子がもともと住んでいた国の法令によれば、連れ去り・留置が申立人の有する子についての監護の権利を侵害するものであること。
 ④ 連れ去りがあった時・留置が始まつたがって、二〇一四年四月一日以前に日本へ連れ去られたり、留置が開始された場合は、この要件を満たさないため申請が却下されます。日本から外国へ連れ去られた場合も同様です。

条約締約国には、ハーグ条約に関する手続を行う「中央当局」という政府機関が設置されており、国家間での協力をはじめ、子の返還・面会に関する支援などを実行しています。アメリカは国務省、日本は外務省が中央当局です。

（1）子の返還援助の申請
子を連れ去られた親は、自国の中央当局か、あるいは連れ去られた先の国の中当局に対し、子の返還に関する援助の申請を行なうことができます。また、子との面会交流に関する援助の申請を行なうこともできます。日本の場合、返還申請・面会交流申請は外務省に各申請書類を郵送する形を探っています。

子が現に所在する国の中央当局は、まず申請書類の審査を行ないます。申請項目がクリアできていない場合（例：子が十六歳以上のときや、連れ去りや留置が二〇一四年四月一日以前に行われたときは概ね二週間をめどに行われ、援助決定とするか申請を却下するかが判断されます。子の居場所が分からぬ場合は、中央当局が地方公共団体や警察へ照会をかけ、子の所在を特定します。

（2）任意での解決
援助決定がなされた場合、中央当局が子の任意の返還や面会交流の機会を確保するための支援を行い、なるべく友好的に解決できるように図られます。（3）裁判所への返還申立て
任意での解決が功を奏しない場合には、裁判所が、子を元の居住国に返還するかどうかにつき判断を下すことになります。申請項目を満たしているケースでは、裁判所は原則として子を元の居住国に返還することを命じます。子の返還を命じられた場合には、中央当局が、子が安全に元の居住国に戻れるよう支援を行ないます。

ハーグ条約 お問い合わせ先

日本がハーグ条約に加盟することによって何が変わらるのか

外務省領事局ハーグ条約室

住所：〒100-8919 東京都千代田区霞ヶ関2-2-1
TEL：03-5501-8466
受付時間 平日 9:00~17:00(12:30~13:30を除く)

URL： <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>
E-mail： hagueconventionjapan@mofa.go.jp

U.S. Department of State, Office of Children's Issues

Tel: Available 24 hours a day 7 days a week
(アメリカ・カナダからの場合) +1(888)-407-4747
(その他の国からの場合) +1 (202) 501-4444
askci@state.gov

<JBLineホットライン>

週7日・24時間いつでもどうぞ
(781)-296-1800
help@jbline.org

(JB Line/法務博士 藤岡由樹子)

（4）例外的に返還を命じない場合ただし、裁判所は、子の生活環境の関連情報や子の意見、両親双方の主張を考慮した上で、以下の項目のどれかに該当する場合には子の返還を命じないことがあります。
 ア 連れ去りましたは留置から一年以上経過した後に裁判所への申立てがされ、かつ、子が新たな環境に適応している場合
 ウ 申請者が事前の同意又は事後の默認をしていた場合
 エ もともと住んでいた国に子を返還することによって、子が心身に害悪を受ける、又は子を耐え難い状態に置くこととなる重大な危険がある場合
 （例：子自身が申立人から暴力や虐待を受けたおそれがあることや、子を連れ去った親が返還を申し立てている側の親からDVを受け、それが子どもの心理面に害を及ぼすおそれがあること、もとの居住国で子を監護する）ことが困難な事情があることなど）

（3）面会交流権
ハーグ条約は一方の親が十六歳未満の子と会えなくなっている場合に、子と面会交流できるようにするための手続きについても定められています。
 面会交流については、条約発効前から子と会えなくなっているケースについてもハーグ条約の適用があります。
 面会交流を希望する場合にも、返還申請と同様に、面会交流申請書を中央当局に提出します。援助決定がなされた後は、中央当局が当事者間の連絡の仲介や協議のあっせん等の支援をして、なるべく当事者間の合意に基づいて友好的に面会交流が実現されるよう図られます。

オ 子が返還を拒み、かつ当該子が、その意見を考慮するに足る十分な年齢・成熟度に達している場合
 カ 反還の要請を受けた国における人権により反還が認められない場合